學界展望

明清時代の奴僕をめぐって

西村かずよ

中國史上、古代より清朝末期（宣統元年）まで法的身分として「奴婢」、史料的には「奴婢・奴僕・僮僕・僮奴・家奴・家人」等々の語句で表現される社會層が存在したことは周知の事實である。明代には數十人から數百人にものぼる多數の奴僕が富豪の下に蓄積され、それらが社會的にある程度の構造的比重を持っていたと考えられ、特に明末清初期に廣い地域で「奴變」と呼び習わされた反亂を起した故に、研究者の關心を引いた。これらが直接生産勞働力であるとするなら、宋代以後發展する地主・佃戸の生産關係とはどのように關わるか、又、抗租に現われる佃戸層の地位上昇と「奴變」は如何に關連するか、或いは鄉紳制との關連、等々の觀點から從來屢々言及されてきた。しかしながら、先學の諸成果が數々の問題に對して必ずしも全面的解答を與えているとは言えず、各研究者によっても奴僕の位置付けが異なり、未だ統一的把握が達成されていない。奴僕の問題は、明清社會經濟の基幹とも關わり重要であり、古くて新しい研究分野と考えられるので、ここに研究が活發化した一九五〇年代以後の主要な成果をたどり、[1]殘された問題點を指摘し、今後の展望を拓きたいと思う。

先ず、古島和雄氏（「明末長江デルタに於ける地主經營—沈氏農書の一考察—」『歴史學研究』一四八、一九五〇、一一）は、「無謀な假說」と前置きして、「家人・家僕」等が明代在地地主經營の主要な勞働力を形成していたが、明中期以後農業技術體系の集約化と奴婢的勞働力の低生産性から、次第に傭工に轉化した。家僕は具體的には極めて多樣なあり方を持っているが、家族關係によって規制され、家内奴隷的性格をもつ（同書一四～一五頁）とされ、地主經營における直接生産勞働力としての家僕の存在を豫想された。

次に藤井宏氏「新安商人の研究（三）」『東洋學報』三六—三、一九五三、一二）は新安商人の全國的な商業經營内で、『太函集』などでは竪子、蒼頭、家丁等の名稱で現わされる奴隷が盛んに使用され、彼らは成化年間から主人の直接的監視を離脱し、經營上の自主性をかなり獲得し、主人の力で完全に制御できぬ程になっており、これが明末清初期の奴變につながる（同書七八～八四頁）とされ、徽商の商業經營機構内に占める奴僕の經濟的實力と數量的比率への注意を喚起された（同書八三頁）。氏は徽商世僕の商業經營内における實力の高まりを實證されたが歴史的範疇としては「家内奴隷」と規定（同書八四頁）されている。

ここで「奴僕」理解に、地主經營内における直接生産勞働力と、商業活動における經營參加者との二つの方向が示された。佐伯有一氏（「明末の董氏の變—所謂『奴變』の性格に關連して—」『東洋史研究』一六—一、一九五七、六）は『奴變』に關する從來の研究史を整理（同書二六～二九頁）された上で、民變を通して奴僕のあり方を檢討された。「『奴僕』は當時の社會において、支配層たる地主・高利貸・大商人から、直接生産者農民・工人・小商人、そして

純粋の家内奴隷に至る様々の階層の存在形態をその内實として具有し」（同書五二頁）「『豪奴』の如きは、たとい彼らが主觀的には『奴僕』身分に抵抗を感じていたとしても、自らが内實に持っている地主・高利貸・特權的商業資本の性格と自己矛盾するほどの行動に踏切ることは一般的には期待し得ない」「一方下層の『奴僕』は、むしろ『奴僕』身分を有しないにもかかわらず、實質的には『奴僕』下層と同様の存在形態にある佃農・手工業職人・小商人たちとこそ、より共通の利害を持つ」（同書五三頁）「奴變」とは、當時「奴僕」身分にある者が個別的に自立化してゆく結果爆發するものではなく、直接生産者層たる農民・手工業職人等々が「奴僕」身分にあるか否かとは一應別個に、家父長制的家内奴隷制としての階級的存在形態からの自立化の過程において、もしくは、一定段階にまで自立化した彼らが更に獨立の小生産者として上昇しようとする過程において、これと逆行する官紳的土地所有に對抗的な鬪爭と捉えるべきである（同書五四頁）と見通しを述べられた。佐伯氏は、藤井氏によっても檢證されていた奴僕を「豪奴」として扱い、「奴變」の參加者としては「豪奴」よりはむしろ古島氏の豫想された直接生産者としての存在を取り上げ、奴僕の多様なあり方の中でも特に直接生産勞働力としての存在を強調された。

これを受けて田中正俊氏（「民變・抗租奴變」筑摩書房『世界の歴史11』所收、一九六一、九）は、奴變を「奴隷たちが、主人の勢力をかさに着て一般に横暴をきわめたり、あるいはかかる強力な豪奴が舊主を害し、新しい主人に投靠しようとして事件をおこすもの」と「一般に奴隷が、賣身契約を廢棄し、奴隷身分から解放されることを目標として起ちあがる、本來的・階級的な奴隷反亂」との相互に「異質な」二つのタイプに分けられ、より自立性の強い傭工や佃戸が「直接奴變に參加した事實は、これら佃戸・傭工の先進的な――それゆえ基本的な――鬪爭によって奴變が導かれたことを意味する」（同書六四～六六頁）とされた。また、奴變に代表される諸鬪爭を通じても、奴隷制的身分秩序そのものが廢棄され得なかったのは、奴僕が稅・役あるいは地主や商業＝高利貸的資本の收奪・債務といった支配＝收奪體制によって不斷に再生産されるからであり、「權力支配に便乘した豪奴としての營利という直接的要請の側面をもつ以上、奴隷一般はその解放鬪爭に内部矛盾をかかえ」第二の「本來的な奴隷反亂」は「體制的支配者と妥協し得ざる直接的對抗關係にある佃戸の抗租鬪爭に導かれることによってのみ可能となる」（同書六九頁）とされた。田中氏は「奴變」を階級鬪爭として扱おうとされ「奴僕身分の廢棄」等の奴變に現われた革新的スローガンと、佃戸や傭工が奴變に參加したという、暴動時の現象面を高く評價され、たとえば藤井氏によって先驅的に指摘されていた奴僕の「實力の高まり」というような奴變の歴史的前提條件はあまり檢討されなかった。

一方、小山正明氏（「明末清初の大土地所有（一）―とくに江南デルタ地帶を中心にして―」『史學雜誌』六六―一二、一九五七、一二）は、古島氏の設定を受け繼がれ、明代手作地主經營における直營地で奴僕が使用されていたことを史料的に檢證され（同書五～一〇頁）奴僕は、主家の姓に改姓せられ、その生殺與奪の權を主人に握られ、主家と同一かまたは鄰接する家屋に居住させられ、主家の家計内において給養されることから、「強固な家父長的支配の下に隷屬した典刑的な家父長制的奴隷」と規定され（同書一一～一二

頁、一方手作地以外の所有地の勞働力は佃戸であり、これは、奴僕に家族を持たせ、一應主家から獨立して定着させ、給付した耕地の收獲高の約半分の佃租と、地主手作地（または他の所有地）の無償耕作を課す農民家族である。彼らは自己の手元に殘る收獲物のみでは自立再生產不可能なため「主家に對する奴隸的隸屬は依然として繼續され」また耕作權も保持せず、奴僕と同樣「奴隸」である。以上のような勞働力を使用する明代前半期の手作地主經營は「強固な家父長的規制の下に置かれた奴隸制經營」である（同書二六～二七頁）とされた。小山氏は、明代の佃戸・奴僕をすべて一樣に家父長的規制下の奴隸とされたのである。

ここで、奴僕の具體的存在形態の一部が實證され、改めて奴僕＝歷史的範疇としての「奴隸」と位置づけられた。佐伯氏は奴僕層の社會的存在形態を具體的に規定されたわけではなく、また小山氏は「奴變」を分析對象に入れられなかったので、兩說は嚙み合わなかったが、傅衣淩氏に至って、奴僕と佃農の解放鬪爭を直接的に結合させる努力がなされた。

傅衣淩氏（「明淸之際的『奴變』和佃農解放運動」『明淸農村社會經濟』所收、一九六一、一一）は「佃農と奴僕は、明末淸初期中國農村の主要な勞働力である」「地主層の商業・高利貸的資本を利用した農民への搾取」は「農村の封建關係を強め、佃農の生活水準を長期にわたって奴隸制的な位置に瀕せしめていた。このような情況は、概に封建制度の衰退段階の明淸時代にあって、農民が切實に封建的束縛に反對し、自己の獨立經濟を發展させようとすることとは正に相抵觸するものであり、彼らはおのずと連合して立ち上り、行動を共にして封建地主に反對する激烈な解放運動を展開した」「明淸時代の佃農と奴僕は異なるところもあるが、共に嚴しい封建的壓迫を受け、實質上では、共に野蠻な中世的農奴制の範疇の內に屬すと言うべきである。」「特に商品經濟の比較的發展した江南と沿海地域では、奴僕は農業生產に參加するのみならず、商工業活動にも從事し……、佃農に比して市場との關係が密接であり、彼らの視野も更に廣くなり、ここで奴僕の解放要求が遂にこの時代の一つの中心課題となった。」（同書九三頁）とされた。奴變と佃農の解放運動の地域・鬪爭形態・スローガンと組織形態の分類の後、「明末淸初の『奴變』と佃農解放運動は、起義のたびに失敗に終ったが、社會經濟の推進には重要な意義を有している。」卽ち、封建的統治に打擊を與え、淸代乾隆・嘉慶年間の經濟的繁榮を出現させる推進力の一つとなったからであり、雍正五年の賤民解放令はこの鬪爭の一つの直接的成果といえる（同書一四九～一五〇頁）と結論された。[3]

小山氏が佃戸の隸屬的側面を取り上げて佃戸＝奴僕＝奴隸說を提起されたのに對して、傅氏は、奴僕の獨立的側面、卽ち古代の奴隸とは異なり、自己の私有財產を持ち、地主は彼を自由に處分できなかった點を以って封建的農奴と規定された。[4] 史料は豐富にされたが分類に終わり、奴僕と佃農の解放運動における結合理由は依然として抽象的であり、奴僕＝封建的農奴說も含めて、より緻密な實證的分析が、今後の課題として殘されている。[5]

ところで、小山說に對しては續々と批判が行われた。奴僕＝奴隸說に關しては、安野省三氏（「明末淸初、揚子江中流域の大土地所有に關する一考察—湖北漢川縣、蕭堯采の場合を中心として—」『東洋學報』四四—三、一九六一、一二）は、湖北東部水鄉地帶の明末淸初期の大土地所有の性格の檢討を通じて、佃戸は「封建農民

の範疇でとらうべき」こと（同書六九頁）、明末に至るまでに郷紳層による大土地所有が一般的に成立したこと（同書八一頁）を論じられ、この事例に現われる奴僕の性格については、購買によって主家に定着し、單婚家族を形成し、收租を擔當する紀綱の僕（同書七一～七二頁）とされた。

細野浩二氏（「明末清初江南における地主奴僕關係—家訓にみられるその新展開をめぐって—」『東洋學報』五〇—三、一九六七、一二）は奴僕の具體的内容を對地主關係の下において檢討するため、家訓に注目され、地主と奴僕の關係を規定する最も基本的な秩序體系は「主僕の分」であるが、明末清初期には地主の「恩」と奴僕の「忠信」より構成される「相資相養」の經濟的身分關係が出現して奴僕がかなり經濟的自立を達成し、また後者が前者に優先さえしてくる形勢が生れ、對地主關係における奴僕の地位上昇が認められる（同書一一～一六頁）とされた。更に「奴變」に關しては、「相資相養」關係と逆行する「主僕の分」を強調した支配體制に對する抵抗（同書二四頁）と位置付け、また「明末清初における佃戸制社會の一定の發展は、「主僕の分」の否定と「相資相養」の強化・發展の側面において評價出來ると考えられ、明末清初の奴僕の身分的上昇は、佃戸の地位上昇と切り離しては理解できない」（同書三三頁）とされた。

奥崎裕司氏（「明代における地主の思想の一考察—浙西、嘉善の袁氏の家を中心に—」『東洋學報』五一—二、一九六八、九）は、袁氏の思想を例に、身分觀の檢討の際、その家訓の内容で、奴僕の有效な使用法が問題とされ、虐使が注目されてきているのは、家僕が「あらゆる點での指導・監督を必要とはしなくなっていたことを背景として考えるべきであろう」（同書三九～四四頁）とされ、奴僕の地主からの自立性の增大を強調された。

安野氏は一事例の檢證であり、細野・奥崎兩説は抽象的であり、小山説の體系的批判ではないが、いずれも、奴僕理解の方向には手懸りを與えるものである。

一方、重田德氏（「郷紳支配の成立と構造」岩波書店『世界歴史12』一九七一、一二）は「郷紳支配」の枠組を歴史的範疇として鍛え、「當該社會構成をトータルに把握する體制的概念」となすことを提唱され（同書三四九～三五〇頁）郷紳支配の構造の點から僮僕に言及された。「奴僕の一部が直接農業生産勞働力であったことは言うまでもないが、當時決して大農經營ではなかったのであるから生産奴隷の比重は少なかったと考えねばなら」（同書三六九頁）ず、從來より指摘されていた「紀綱の僕」として史料上に現われる經營の實務擔當者としての役割を果たす者とともに、郷紳支配の展開と並行して新たに郷紳の下に多數蓄積された者に注目された。僮僕は、王朝の收奪に基く農民層分解の一歸結であり、「この段階の僮僕の意義は、多角化した郷紳の一切の家政運營を擔當する經營スタッフ」であり、また「郷紳支配實現のための直接的暴力であった。」地主の不在化・再生産過程からの脱離が要請した「支配の機構とそのための強力」（同書三六九～三七一頁）と意義付けられた。

重田氏は古島氏以來強調されてきた直接生産者ではなく、佐伯氏の指摘された「紀綱の僕」的存在に再び注目し郷紳支配の成立と結びつけられた。奴僕を古き物の殘存として把えるのではなく、明清時代固有の歴史的意義を擔う者として理解される點は示唆に富む。小山氏の奴僕＝自立再生産不可能な家父長制的奴隷説に、批判はあ

るとはいえ體系的反論がなされず、沈滯氣味であった奴僕理解について、重田氏のこの設定は轉機を與えるものであったが、「生産奴隷の比重は少なかった」という一言で、直接生産者としての奴僕を切り捨てられ、小山説とはすれ違いに終わった。

小山説への批判は、森正夫氏によって再開された。森氏（「明末清初の奴僕の地位に關する覺書―小山正明の所論の一檢討―」『海南史學』九、一九七一）は、小山氏が、奴僕家族は自立再生産不可能で、主家に對する奴隷的隷屬が繼續することの根據とされた張履祥（『揚園先生全集』卷一九、「議」）の「授田額」の記事につき解釋論爭を行われた。森氏は、この記事を「手作部分を持つ地主經營における奴變後の奴僕の地位の變化を示すものではないか」（同書七頁）という見通しを持って解釋され、義男婦は、地主に對する無償耕作地以外に給付された田地については佃租を負擔せず、自分自身の經營をまがりなりにも持った農民家族であり、主人に對する勞働は、田地の給付を媒介とし、一定面積の無償耕作あるいは他の役使と定量化され、またその内容が區別されている點より、地主の直營地における無償耕作＝勞働地代の搾取を媒介とした、封建的性格の強い生産關係を持ち、奴隷制的生産關係に比定することはできない（同書一二頁）とされた。

小山氏は今までの批判に答えるため、「明代の大土地所有と奴僕」（『東洋文化研究所紀要』六二冊、一九七四）を發表され、[6]「明代社會において、奴僕が一定の構成的比重を占めて存在したものと考えられ、かつ奴僕が被支配身分である以上、奴僕身分を成立せしめていた基礎的規定は、生産部門における直接生産者、とくに農業部門におけるそれの存在形態に求められねばならない」（同書七七～七八頁）という前提の下に、明代江南の地主を㈠佃作に出す部分とともに比較的限られた數の雇工又は奴僕による直營地を有する中規模の地主と、㈡佃作地の他に多數の奴僕を有する最も有力な地主、の二類型に分け、奴僕は、前者では雇工勞働に置換しうるものであるのに對して、後者では、主家による給養と婚姻の支配を受け、子孫に至るまで永代的に隷屬する世僕であり、これは家族勞働力の再生産を主家の恒常的給養に依存し、身柄が家産分割・賣買の對象となることより、家父長制的な奴隷の範疇で把えるべきだ（同書一二二～一二三頁）とされた。

前稿において佃作地の佃戸と直營地の奴僕とを同一視して奴隷家族一色に塗りつぶした點を自己批判され（同書一二一頁）、第二類型の大土地所有下の奴僕を對象にされたわけであるが、奴僕＝奴隷説には變更なく、「奴僕とは明らかに身分的に異る佃戸」の問題を、再び視野外に置くことによって、自説を再確認された。

これに對して森氏（「張履祥『授田額』の理解に關する覺書―再び小山正明の所論によせて―」『名古屋大學東洋史研究報告』3、一九七五）が再批判を加えられ、「小山氏の義男婦佃租負擔の主張は、張履祥『自身の言葉をきいてみ』ることなく『義男婦家族は主家の給養なくしては再生産不可能である』という前提から出發して『授田額』の記事を外側から讀み込んだ結果ではないだろうか」（同書一〇五頁）と疑問を提し、「授田額」は「本來的に奴僕の處遇を改善する主人側の試案としての性格をもつもの」（同書一〇〇頁）であり、田地の給付は、義男婦家族の生計自立の條件附與であり、主人による「給養」のあり方の變革である（同書一〇七～一〇八頁）とされた。

明末清初期の一試案としての記事のみを以って、奴僕の範疇規定を行うことには疑問があるが、張履祥の意圖に則して解釋しようとされる森氏の史料理解方法は學ぶべきである。

以上、明代、特に明末清初期を中心とした奴僕に關する主要な學説を紹介したが⑦、清代の奴僕については專論が少く、宮崎市定・佐伯富氏等が⑧、主に官僚制に則して觸れておられるにすぎない。

次に、以上の諸説を檢討した結果、㈠奴僕の具體的な存在形態、㈡自立單純再生産可能な奴僕の形成過程、㈢奴變の解釋、の三點を今後の課題として指摘したい。

㈠　奴僕の具體的な存在形態について。奴僕の多様な存在形態は指摘されているが、その存在の實態が網羅的に檢討されていない。佐伯有一氏は具體例を示されたが主僕關係のあり方は檢討されず、小山氏にあっては、史料は豐富に引用されたが、奴僕勞働内における直接生産勞働、佃戸を含めた全生産關係内における奴僕による生産勞働の、量的、質的比重を檢討されることなく、直接生産者としての奴僕の存在形態が、奴僕身分の基礎的規定を定立するとされた。傅衣凌氏は、奴僕は佃戸と異るところもあるが一致點もある、と曖昧であり、重田氏は生産勞働力としての奴僕を切り捨てられた。

明代には大地主、その後半期には鄉紳地主、清代には官僚・鄉紳の下に多數の奴僕が蓄積されていたことは、もはや常識に屬す。そもそも奴僕は、漢代「僮約」⑨以來「百役」⑩を供すと言われているように様々な勞働に使役されていた。また奴僕の能力に應じた仕事を割當てられ、分業の可能性も有していた⑪。勞働内容が様々ならば、その存在形態も多種多様となるであろう。これらすべての勞働力を、身分的には統一的に「奴僕」として把握するのであるから、奴僕の「中核的身分規定」は、奴僕が服する百役の性格、及び多様な存在形態のあり方から歸納的に決定されるものであろうし、家主層の奴僕支配の根據も、百役の内容をすべて視野に入れた上で檢討すべき必要があろう。古島氏の設定以來、特に小山氏の奴僕の身分的中核は直接生産者の存在形態を基礎に定立されるという前提に象徵されるように、直接生産勞働力としての奴僕のみを強調する傾向があったが、ここでまず、奴僕本來の性格からして直接生産勞働は、全勞働の一環であることを確認すべきである⑫。

小山氏が列擧された多くの事例が語るように⑫、奴僕が直接生産勞働に從事したことは事實である。しかし小山氏が全く言及されなかったところの家主が奴僕を隷屬させる根據は、果たして直接生産勞働力の確保のみにあったのであろうか。家主層の奴僕支配と、直接生産勞働との關係を見ておく必要がある。

明代には史料上「佃戸」と「佃僕」の混用は多く、「佃戸」を「佃僕」と呼ぶ場合もある⑬。しかし嚴密に言えば「佃」は地主との小作關係、「戸」は戸籍の「戸」、「僕」は家主との身分關係を示すと考えられ、多數の史料の傾向性から言えば「僕」あるいは「奴」の文字のつくものは單なる「佃戸」より隷屬性が強い印象を受ける。ところが明末清初期になると「佃戸」と「佃僕」の相違が明確化する。小山氏が佃戸＝奴僕＝奴隷説の論據に擧げられた史料の多くが⑭、これを逆に證明している。これらの史料は「佃戸」を「佃僕」と同様に扱うなということを強調するものであり、「佃戸」が「奴僕」と同様に扱われていたことを示す反面、それが不當であ

り、「佃戸」と「佃僕」・「奴僕」は異るのだという社會規範、奴僕とは異る佃戸像が形成されつつあることをも物語るのである。ここでの「佃戸」と「佃僕」の相違點は、「佃租」の額外過徵もあるが、むしろ戸主や子孫の役使、移轉の禁止、が課せられるか否かの點である。ここで小山・森論爭の的になっている「授田額」の記事を取り上げよう。[15]

明中期頃まで地主の手作地で多數の奴僕が直接生産勞働に從事する場合、家主自身が率先して農作業を行い、奴僕に仕事を割りつけることが特徵的であり、また地主が親耕しない場合には奴僕に細かな指示を與えることが家訓で強調されている。[16][17] ところが、明中期以後地主は次第に直接生産勞働から遊離する傾向にあり、[18] このような生産方法が有效に實施されなくなったことを物語る如く、清初、安徽の張英は「良佃の居る所は則ち莊屋整い、田圃はよく稔り、樹木もよく茂り、これは皆、主人・僮僕のなし得るところではない。良佃は自力でこれをなし、劣佃は何事につけても良佃と反對であり、（地の利を盡し、財産を維持するためには）莊佃を擇ぶことが第一の要務である」と述べ、[19] 生産性の向上には自立再生産可能な佃戸（良佃）に耕作させることが最も有效であると言っている。これは張履祚の時期より少し遲れるが、[20] 狀況に大きな差違はないと考えられる。從って小山氏の見解通り、授田された義男婦が自立再生産不可能な奴隸であり、しかも直接生産勞働力として隸屬させているとするなら、張履祚の試案は生産性の向上を目指さず、當時の情勢とは逆行する不效率な試み、「現實離れの提案」としか考えられなくなる。ところが、森氏の指摘にもあるように、張履祚は、義男婦の「農時を奪わず」と生産性の向上をめざし、又授けられた田地について「衣食を給す」と、また六十歳以上になっても給付地を返還しない場合「自ら衣食す」と註しており、現實には「再生産過程における地主の物質的干與」を受けるとしても、[21] 給付田地からの收入によって自己の生計を立てる方向を示しているのであるから、これは、土地を分割することによって生産點に定着させ、「まがりなりにも」自立再生産可能な農民家族＝佃戸的家僕をつくる提案と讀まなければならず、このように理解してこそ矛盾なく張英の認識とも合致させることができるのである。では、ここで家主がなおかつ奴僕として義男婦を支配する理由は何處にあるのであろうか。

前述のように「佃僕」と「佃戸」を異る存在として把えるならば、奴僕隸屬の根據は、「佃僕」と「佃戸」の相違點、卽ち、各種勞役の永代的負擔、この勞働力の確保に求めねばならなくなる。この段階での奴僕の屬性は直接生産勞働形態のみからでは「佃戸」との差が曖昧になり決定できず、多種多樣な地主のための勞役內容をも問題にしなければならない。この際注意すべきことは、重田說が示唆するように、奴僕の「經營スタッフ」としての意義である。小山氏が土地所有の二分類の際、「授田額」の一般の義男婦（定着奴隸）と同樣に第二類型の典型としてあげられた『江山縣志』所載の「伙餘」は、[22] 佃戸の中に配置された佃戸管理（看守）の奴僕と讀み取れ、家僕の中から擇ぶか、または外鄕の單丁で、婚配という家主の恩惠と交換に忠謹さを求められた奴僕を當てると考えられるため、「授田額」の百畝ごとの「僕」或いは三百畝ごとに選び出された「紀綱の僕」に相當する佃戸管理者と解釋すべきであり、佃戸と同列に並ぶ直接生産者として扱うことはできない。佃戸的奴僕が、生産手段を授けられることによって自立再生産の實現を目指す道を

歩み、家主地主層とは對抗的に奴僕身分の實質を動搖させ（例えば地代以外の勞役負擔を輕減させる）て行くのに對して、この奴僕は家主層の經營支配機構に組み入れられる。この過程で、家主層から見れば、前者の奴僕は後者の奴僕を選擇するための豫備軍となり、後者の奴僕は家主層に密着する故に一層奴僕身分という形式に固執した支配を受けるようになると豫想される。清代における奴僕の研究は乏しいが、いくつかの所説に現われた奴僕は、直接生産者としての性格は希薄である。この奴僕は法身分的には明代と同樣の扱いを受け、清代に突如として現われたものではなく、明代からの發展形態と考えられる。家主層の奴僕支配の根據を、直接生産以外の勞働内容をも視野に入れて考察すれば、清代の奴僕制への展望をも切り開くことができるようになるであろう。

明清時代の奴僕について、家父長制的奴隷あるいは、封建的農奴といった歴史的範疇規定を行う以前に、奴僕存在の歴史的要因を究明するためにも、奴僕の多樣な勞働形態および存在形態を網羅的に檢證し、屬性を明確にしておく必要があると考える。一面を以ってこれが中核だとする論法は、誤まった結論を導く危險性がある。

(二) 自立單純再生産可能な奴僕の形成過程について。小山氏は明初から清初の史料を平面的に並べ、明末清初期の一史料を以って明一代の奴僕の歴史的規定をされ、奴僕身分の「動搖と解體」の具體的内容は認められなかった。[28] 安野・奥崎兩氏は明末清初期に變化を見出されるが、抽象的である。

小山氏の引用史料のみに據っても、家主が多數の奴僕を使用する場合、家主の指令を末端にまで撤底させることが一大條件であった。[29] ところが、明後期に至ると、「奴僕に善良な者がなくなり」この條件の實現には、奴僕への十分な「恩養」が一層不可缺となっていたことがわかる。[30] 明前半期に、家主が多數の奴僕を率いて從順に農業勞働を行わせる狀況と、家主自身が直接生産勞働より遊離する傾向にある明末清初期に張履祥が直面した狀況とでは家主の支配權の施行方法においても、家人の服從形態においても、事情が異っているのである。張履祥の「授田額」は、奴僕の支配・服役狀況の變化への家主層の對應であることを踏まえた上で解釋しなければならないであろう。

また小山氏は、屢々批判されているように、[31] 前稿において、明末清初の段階で主家の給養なくしては再生産不可能であると位置付けた佃戸＝奴僕が、同時期の抗租運動の分析を通じて地主への依存から脱却し、自立單純再生産可能な經營主體となったと述べられたが、[32] その具體的な形成過程の論證はなされなかった。これと同樣の批判が新稿にも當てはまり、奴僕は明末清初の段階で自立再生産不可能であり、地主への隷屬が繼續されるとしながら、清代初期、奴僕であるにも拘わらず主家の給養を受けない直接生産者の存在を指摘され、これは奴僕身分をより狹く限定しようとする奴婢律の變化に反映されると述べられるのみで、[33] 奴僕が如何にして自立再生産可能の契機を得、給養を受けなくなるのかという點は全く言及されない。

ただ、ここで「授田額」の記事を、森氏の指摘にあるように、奴僕の自立再生産可能な佃戸的形態への移行を目指すものと解釋すれば、奴僕がこの頃に自立再生産可能の契機を與えられ、または獲得した、という見方が可能となり、給養を受けない奴僕出現の過程を説明することができるのであるが、この記事は試案であり決定的な

論據にはできず、また、この過程は多くのコースのうちの一つでありこれが全てではないであろう。

明末清初期に「奴變」が起され、奴僕身分が「動搖と解體」しつつあることは多くの論者が認めるところであるが、明代的奴僕から清代的奴僕への歷史的變遷、及び形成過程を究明してこそ、この論點の歷史的意味を眞に理解できるようになるのではないだろうか。明清時代の奴僕の歷史的存在意義を決定するためには、個別史料を平面的に並べず、反映されている歷史的變化を把握し、立體的に組み立て、奴僕の明から清への成長發展の過程をたどることが必要であろう。

㈢ 「奴變」の解釋について。現在では佐伯・田中說が定說化しているようである。その論點は、「豪奴」は「本來的奴變」に參加せず奴變はより自立的な佃戶・傭工層によって導かれることに要約できる。しかし當時の研究段階では、明一代の奴僕の多樣な存在形態の具體像および變遷過程、または奴變の個別事例の究明がまだ十分には行われていず、奴變の起さるべき歷史的必然性や、奴變の、奴僕自體の歷史的段階における位置付けが實證されていたわけではないから、この兩說は一つの見通しであると言えよう。

豪奴が「本來的奴變」＝奴僕身分廢棄の要求をかかげる奴變に參加しなかった、という點について、疑問がないわけではない。傅衣凌氏の成果に據って、奴變の現象面を檢討してみると、たとえば、太倉沙溪鎭での奴變では主人との間がうまく行き、恩を受けること厚き奴僕やその妻子まで參加し、光山・固始・商城縣一帶の場合、聲勢を笠に着ようとした「投獻の僕」も參加していた。[31]その他、上海・嘉定・昆山・金壇等の揚子江デルタ地帶、[32]安徽の黟縣、[33]湖北の麻城、[34]廣東の珠江流域、[35]等の地域でも參加者は相當の數に上り、殆んど全部の奴僕が「索契」のスローガンをかかげる奴變に加わっていた。しかもその際、リーダーとなった太倉烏龍會の顧信卿は「役所のゴロツキ、且つ鹽の闇商人」、[36]安徽の宋乞は「裁判干涉をこととする黠奴」、[37]麻城の方繼華は「無賴の頭目（かしら）」であった。[38]彼等は家外との交涉を行っており、暴動の際には貧小民を脅從させた。奴變に現われた結社のような組織性や、リーダー格の奴僕の指導性に着目すれば、彼らが單に家內奴隷や、直接生產勞働にのみ從事し、家主の家父長制的規制下に隷屬し、自立再生產さえ不可能なほど搾取を受けていたとは考えられない。むしろ彼らが暴動以前には、日常的に家主の權威を笠に着て貧小民を脅かしていた關係を、そのまま奴變に持ち込み、組織・脅從した、と見た方が妥當であろう。傅衣凌氏は「奴僕は……佃戶に比して市場との關連が密接で視野が廣く云云」と述べられた。この記述は具體性には缺けるが示唆を與える。奴僕が結社に加入したり、組織したりすること自體、奴僕が家外に目を向けるという點で視野の廣がりは必要である。同時に、このことは、家主との支配隷屬關係がかなり弛緩することが前提となる。逆に、そのような立場にあり得た奴僕は、家主に附隨し、或いは代理として對外交涉を行う「豪奴」的存在にほかならないであろう。

このような見方が可能になれば、今までの定說とは全く逆に、奴變とは豪奴が、日常的な鄕村への支配性を背景に、貧小民を組織・指導し、身分的束縛を破って、それまでの實績を自分自身のものとすることを目指して鬪い、一面ではスローガンが貧小民の共感を得て參加を促したものであり、全般的に貧小民の虐使への批判が生れ

つつある情勢と相俟って、貧小民の地位上昇の契機を作る働きをした、卽ち、「豪奴」こそが「本來的奴變」の起爆劑となったとさえ言え、又奴變における複雜性も整合的に理解できるようになるのである。

ところで、豪奴的存在が、奴僕身分を脱することは、彼ら自身の存立基盤を喪失することである。奴變が鎭壓されて再び主僕の分が定まったのは、鎭壓側の官權や、より自立的な鄕民（自衞團を結成した）の力量もさることながら、[33] 反亂者側が、鎭壓條件に服したからである。その條件とは、例えば奴僕身分にない佃戶・傭工等の肆役を止めようとすること、奴僕の成立契機を「勅賜・陣獲（戰爭捕虜）・家生（奴僕の子孫）・價買（人身賣買）」に限ることである。[34] つまり、奴僕身分は存續し家主・奴僕とも、存立基盤を維持することを志向したわけであり、これが明から淸へと歷史が動く方向と言えよう。淸代に入って奴僕身分も存續し、爆發的な奴變が起らないことがこれを裏づける。

更に、奴僕身分の廢棄のスローガンのみを取り上げてみれば、これが「皇帝が代ったのだから」という言葉と同時に唱えられているように、[35] 一面ではことに明末淸初の政治的支配の弛緩が生み出した特例的な現象とも考えられ、スローガンの階級性を強調することにはやや疑問を持たざるを得ない。藤井氏の先驅的指摘にあるように、個々の奴僕が家主の意に服從しなかったり、「資金を持ち逃げし、帳簿をごまかし、店に火をつけて逃げる」等の、[36] より日常的な奴僕層の家主への抵抗の積み重ねもまた、奴僕身分の一般的地位上昇を生み出し、奴僕身分にない貧小民の酷使を地主層に抑制させる氣運をつくることに力があったのではなかろうか。

また、仁井田氏の提起以來受け繼がれているところの、[37] 奴變時における奴僕と佃戶層との結合を、共通した階級性に基く連帶として強調することは、事實關係から見て疑問であるばかりではなく、これは「奴僕」の身分制そのものの存在意義を見失わせる危險を持つ見方とも考えられ、むしろ兩者を「奴僕身分」にあるか否かの點で、明確に區別しておくべきではないであろうか。

奴變の問題の解明には、個別的具體的な暴動事例の檢證は勿論必要であるが、奴變に至る歷史的前提條件をこそ究明し、明から淸への歷史的移行において構造的に理解することを目指さなければならないであろう。

以上要するに、奴僕を明淸社會經濟構造の中に位置付けるためには、まだ實證的成果が十分ではないと思われる。先入觀や固定的歷史觀に囚われず、原點に歸って、奴僕の實存形態・歷史的形成過程を檢討することが必要ではなかろうか。奴僕の存在は、鄕紳制・地主＝佃戶制、農業・商業經營方法、官僚制等と關わり、明淸社會經濟構造を理解するためにも不可缺な作業であると思われる。

諸先學の貴重な成果を私自身の關心に基き整理させていただいた。一面的理解や誤解の多いことをお詫びし、お許し願いたい。なお私の提起したいくつかの論點は、後日機會があれば實證して行きたいと考えている。

註

① 一九五〇年以前の研究には次のものがある。梁啓超「中國奴隸制度」（『淸華學報』二―二、一九二五、「中國文化史」《社會組織》第六章、階級下、に再錄）陳守寔「明淸之際史料―奴變」（『國學月報』二―三、一九二七）謝國楨「明季奴變考」

（『清華學報』八―一、一九三二）加藤繁「支那の社會」（『岩波講座東洋思潮第一卷』一九三四、同書五二～五三頁）中山八郎「晩明の奴禍奴變」（『歴史教育』一〇―一一、一九三六）蔣端珍「明清之際吳中的奴變」（『江蘇研究』二―一一、一九三六）吳景賢「明清之際徽州奴變考」（『學風』七―五、一九三七）仁井田陞『支那身分法史』第八章、第二節（一九四二、同書八九二～八九三頁）佐野學『清朝社會史』第二部、社會階級、第三輯、奴隸と賤民（文求堂、一九四七、同書五四～一〇〇頁）傅衣凌「伴當小考」（『社會科學』三―一・二、一九四七）「明季奴變史料拾補」（『協大學報』一、一九四九）

② 以下「小山前稿」と略記。

③ 賤民解放令に關して、寺田隆信「雍正帝の賤民解放令について」（『東洋史研究』一八―三、一九五九、一二）がある。

④ 傅衣凌「明代徽州庄僕文約輯存」（『文物』一九六〇―二、『明清農村社會經濟』に「明代徽州庄僕制度之側面的研究―明代徽州庄僕文約輯存」として再錄）に詳述されている。

⑤ 傅衣凌「明末南方的〝佃變〟、〝奴變〟」（『歴史研究』一九七五―五）において、新たに金壇での奴變に關する史料を紹介されたが、論旨は前稿「明清之際的〝奴變〟和佃農解放運動」と同様である。

⑥ 以下「小山新稿」と略記。

⑦ このほか、奴僕に言及した主な研究には次のものがある。仁井田陞「中國社會の『封建』とフューダリズム」（『東洋文化』五、一九五二、五、『中國法制史研究』奴隸農奴法に再錄。同書九七～一一九頁）鈴木正「明代家丁考」（『史觀』三七、一九五二、六）宮崎市定「明代蘇松地方の士大夫と民衆―明代史素描の試み―」（『史林』三七―三、一九五四、六、『アジア史研究』第四に再錄。同書三四〇～三四四、三五四～三五五頁）陳恒力『補農書研究』上編、第三章、農業生産力與生産關係（中華書局、一九五八、四、同書五二～七七頁）程夢餘「宋七與徽州奴變」（『安徽日報』一九五八、五、二五）吳晗「明代的奴隸和奴變」（『灯下集』一九六〇）酒井忠夫『中國善書の研究』第二章、明末の社會と善書、三、郷紳と明末の社會（一九六〇、八、同書九四～一三七頁）仁井田陞「明末徽州の庄僕制―とくにその勞役婚について」（『和田博士古稀記念東洋史論叢』一九六二、二、『中國法制史研究』奴隸農奴法に再錄）金易占「從明末江南『奴變』事件談到明代豪奴」（『光明日報』一九六三、一〇、九）

⑧ 宮崎市定「清代の胥吏と幕友―特に雍正朝を中心として」（『東洋史研究』一六―四、一九五八、三、『アジア史論考』下卷に再錄）佐伯富「清代における坐省家人」（『田村博士頌壽東洋史論叢』一九六八、五）「清代新疆における玉石問題」（『史林』五三―五、一九七〇、九、共に『中國史研究』第二に再錄）ほかに言及したものに佐々木正哉「清代官僚の貨殖」（『史學雜誌』六三―二、一九五四、二）田中克巳「清初の奴隸」（『帝塚山學院大學短期大學研究年報』四、一九五六、一一）がある。郷紳制との關連では西村元照「清初の包攬―私徵體制の確立、解禁から請負徵税へ―」（『東洋史研究』三五―三、一九七六、一二、同書一三九・一四六・一五四頁）がある。

⑨ 王褒「僮醫」に

奴從百役、使不得有二言。

⑩ 司馬光『涑水家儀』に

當晝內外僕妾、惟主人之命、各從其事、以供百役。

とあり、明清時代の家訓類に屢々引用されている。また傅衣凌氏が紹介された奴僕婚姻文書では「應供一切大小役使」等の語句を以って誓約が行われている。

⑪ たとえば劉三吾『擔齋劉先生文集』巻下、「浦江義門處士王大素素墓阡表」に

子姪僮奴二千餘指、分職任事、咸獲其用。

⑫ 「小山前稿」（五～一〇頁）、「小山新稿」（八〇・八四～八五頁）。

⑬ たとえば『康熙崇明縣志』巻四賦役、田制「頑佃歷叛」に

內地佃戶、與僕無異。

また同書巻六風物志、習俗に

佃戶例稱佃僕、江南各屬皆然。

⑭ 「小山前稿」（一五～一八頁）

⑮ 張履祥『楊園先生全集』巻一九、議「授田額」に

義男婦也、竊見、近俗僕隸都無善良、而主人養之、深以爲病、又勢不能不養。因倣公私田遺意、酌爲恒制、與同有是志者、試行之。

一夫一婦、授田三畝・地二畝、以給衣食。賦役、主人爲之任、不奪農時。代耕主人耕田二畝・地一畝〈任他役使者免〉。其紀綱僕倍之、或再倍之〈不代耕〉。六十以上歸田、衣食於主人。不願歸田者聽〈自衣食〉。願去者聽。其子女服役者、五歲以上一畝、十歲以上二畝、十五歲以上三畝〈田二畝・地一畝〉、二十歲以上、及未及二十有妻者五畝〈田三畝・地二畝〉。不願服役者聽。每田百畝、僕二人、三百畝、紀綱僕一人、擇其謹愿者、推誠待之、去其智詐者與隋游者。〈特就吾鄉之產、而酌酌其數如此。若鄉土不同、未可以例論。〈　〉內は割註。

⑯ たとえば、陸深『儼山文集』巻八一、「勅封文林郎翰林院編修先考竹坡府君行實」に、

府君姓陸氏、諱平、字以和、別號竹坡。松江上海人也。……鷄初鳴卽起、率家人事生產、臧獲以數百指、皆循循然石田畝間。

⑰ 袁顯『袁氏家訓叢書』巻二、「治家篇」に、

如不能親耕、則畜僕代耕、亦可以勤勞稼穡。須恤其饑寒、時其作息。耘耨有時、糞壅有節、宜一一講解而指示之。非時之風雨、皆宜敎之回避。臥宿去處、亦宜點檢、勿令隙風穢濕侵其肌膚。疾病則撫摩之、死亡則厚賙之。

⑱ 重田「前揭論文」（三六九頁）。

⑲ 張英『恒產瑣言』に、

吾既言產之斷不可鬻。……欲無鬻產、當思保產。欲保產、當使盡地利。盡地利之道有二。一在擇佃、一在興水利。良田不如良佃、此最確論。……且良佃所居、則屋宇整齊、場圃茂盛、樹木蔥鬱。此皆主人僮僕力之所不能、而良佃自爲。劣佃則件件反是。此擇莊佃、爲第一要務也。

⑳ 「授田額」の記事に作成年代の記載はないが、張履祥が農業經營に關する著作を行ったのは順治年間（「張楊園先生年譜」、古島和雄「補農書の成立とその地盤」（『東洋文化研究所紀要

三』、一九五二、六、陳恒力『補農書研究』（前掲）で、康熙十三年に歿した。張英は『恒産瑣言』を康熙三十～三十一年に作成した〔中山美緒「恒産瑣言」について」（『東洋學報』五七―一・二、一九七六、一、同書一八一頁、註（28））。

㉑ 森正夫「明末清初の奴僕の地位に關する覺書」（前掲、同書一二頁）。

㉒ 『同治江山縣志』卷一輿地志四、「風俗」に、

田畝倩人種植、成熟分收、卽佃戶也。別有一種曰伙餘。多自家僕、令其居住省守、或外卽單丁、以庄屋隨之、給以偶、有子孫則世服役、如奴隸。……（汪浩志）

㉓ 「小山新稿」（一一〇頁）。

㉔ たとえば、閔珪『閔莊懿公集』卷一〇、「明故旌義七品散官龐君墓表」に、

縣學爲萬石長、賦稅公平、民多德之。……御家衆數千指、處分得宜、大小各執其事、無敢紊越。

㉕ 前註⑮參照。

㉖ 張履祥『楊園先生全集』卷三二、「見聞錄」に、

陳乾初〈名確〉、有耕田之僕死、哭之甚哀、食不重味、與人言及卽淚下。……嘗著僕說子、其詞曰、家僕謂之義男、卽有父子之義。……男耕女織、自其職分。而衣食之計在我、固宜有以周之、此勸忠之本也。

また『同書』卷四八、「訓子語下」に、

男僕二十餘、卽當爲之娶妻。女婢近二十、卽當使有配偶、或別嫁之。非獨免其怨曠、亦所以已亂也。

㉗ 鶴見尙弘・安野省三「一九五七年の歷史學界―回顧と展望―東洋史（明・清）」（『史學雜誌』六七―五、一九五八、五）寺田隆信「商品生産と地主制をめぐる研究―明清社會經濟研究史の諸問題(一)」（『東洋史研究』一九―四、一九六一、三）西村元照「一九七四年の歷史學界―回顧と展望―東洋史（明・清）」（『史學雜誌』八四―五、一九七五、五）等。

㉘ 小山正明「明末清初の大土地所有(二)」（『史學雜誌』六七―一、一九五八、一、同書五五～六七頁）。

㉙ 「小山新稿」（一〇六～一一四頁。）

㉚ 傅衣凌「明清之際的〝奴變〟和佃農解放運動」（前掲、同書一二六頁）參照。

㉛ 「同前注書」（八〇頁、注③）參照。

㉜ 「同前注書」（九五～九七頁）參照。

㉝ 「同前注書」（九八～一〇一頁）參照。

㉞ 「同前注書」（一〇二～一〇三頁）參照。

㉟ 「同前注書」（一九九～一二二頁）參照。

㊱ 王家楨『研堂見聞雜記』に、

顧信卿者、烏龍會劇者也。爲徐官家奴。老而黠、素爲衙蠹、販私鹽、行不法。烏龍會起、遂奉爲謀主。

㊲ 前注㉝參照。

㊳ 前注㉞參照。

㊴ 王家楨『研堂見聞雜記』に、

烏龍會之劇也、二三無賴、腰斧出入、無不喪魄狂走、雞犬一空、鄉人患之。名爲約、遇一悍者至、則以呼爲號、振衣袒、一聲、則彼此四應、頃刻千百叫號、數十里畢達、各執白梃出、攢扑其人至死。於是、會中不敢過雷池一步、而鄉

民勢盛。

および前注㉝参照。

㊵『康熙汝寧府志』巻二四藝文上、金鎮「條議汝南利弊十事」に、

其一爲傭工之僕、汝俗有所謂年限女婿者、原屬傭工、配以婢女、議有年限、爲之力作、俟限滿卽聽歸宗、原與奴僕不同。奈往往工役已滿、仍行羈縻、苟或挈婦言歸、轍指逃僕、展轉興訟、至妻子盡鬻、孑然一身、而訟猶不止。其情何堪。其所由致叛者三也。其一爲佃田之僕。夫佃戶領田輸租、又與傭工不同。乃汝俗亦多稱佃僕、肆行役使、過索租課、甚婦女至家服役、佃戶不敢不從者、且有佃戶死亡、欺其本家無人、遂嫁賣其妻若子、併收其家貲、占以爲利者。……此其由叛者四也。……若傭工・佃戶、原爲力役之人、豈同臧獲之輩、槩行凌虐、大非人情。職以爲役使奴僕、惟有價買、一着心人、自俛首傾心、願爲終身執役。卽有愚頑、不率主教、出其賣契、治以官法、彼自帖然、豈復有噪集多人、恣睢扞法者哉。

および前注㉞参照。

㊶ 傅衣凌「明清之際的奴〝變和〟佃農解放運動」（前掲、同書一二六～一二七頁）参照。

㊷ 藤井宏「前掲論文」（八四頁）。

㊸ 仁井田陞「中國の『封建』とフューダリズム」（前掲、同書一〇七～一〇八頁）。

女眞館譯語の研究　清瀬義三郎則府 著
—A Study of The Jurchen Language and Script—

すでに、女眞語解讀のための努力は、多くの研究者の手によって進められ、今日、一定の成果をおさめている。しかし、いまなお、女眞文字の完全な解讀にまではいたっていない。

本書は、こうした先人の研究成果を踏まえつつ、『女眞館譯語』にみられる全女眞文字七百二十餘字を解讀、明代女眞語の音價を再構成し、さらにアルタイ比較言語學的方法に基づいて金代女眞音をも併せて再構成、女眞語の文法構造をも明らかにするものである。（口繪寫眞・四葉、本文英文二三〇頁、附六頁）

B五判・定價一五〇〇〇圓

新訂 大学ゼミナール 東洋史　佐伯富・羽田明 山田信夫・布目潮渢 編　A五判・一八〇〇圓

東アジア史入門　布目潮渢 山田信夫 編　B六判・一二〇〇圓

中国現代政治史　池田誠 著　A五判・二三〇〇圓

増訂 朝鮮—その歴史と風土—　姜在彦 著　B六判・一二〇〇圓

京都市北區上賀茂岩ケ垣内町
電話(〇七五)七九一—七二二一～三　法律文化社